

巡回診療の日数緩和について

厚生労働省 医政局総務課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

巡回診療について

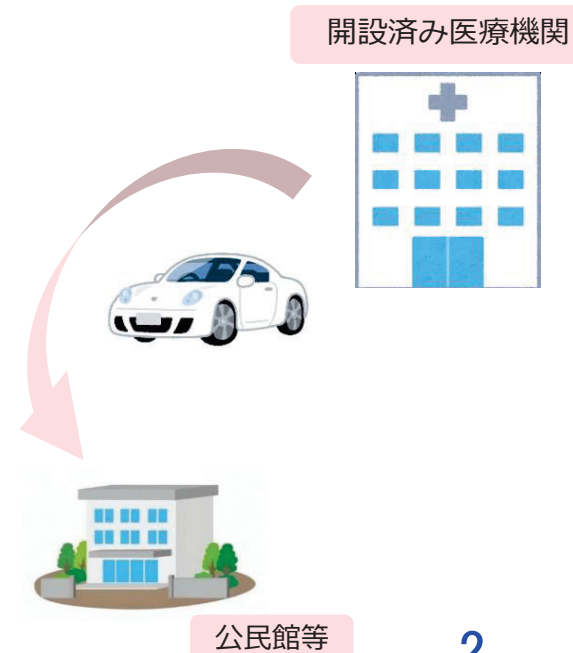
いわゆる巡回診療については、原則として医療法上は診療所の開設手続が必要となるが、一定の要件の下、手続を緩和することとしている。

基本的な考え方

- ◎医療法上、巡回であるか否かを問わず、良質かつ適切な医療を提供するに当たっては、管理責任者等の明確化（診療所の管理）や安全管理体制の確保（院内感染対策のための委員会開催や職員研修）等を求めているところ。
- ◎無医地区における医療の確保や、地域住民に対して特に必要とされる結核等の健康診断の実施等を目的として行うものであって、巡回診療によらなければこれらが困難であって、同一の場所で定期的に行われられないような場合については、手続として一部緩和し、**巡回診療実施計画の提出**で足りることとしている（昭和37年厚生省医務局長通知）。

【巡回診療実施計画の提出で足りる場合】

- ・巡回診療車や巡回診療船の中において診療を行うことができる構造となっているもの（移動診療施設）を利用する場合
- ・移動診療施設以外の施設を利用して行われる巡回診療であって
 - ・定期的に反復継続（おおむね週2回以上）して行われることのないもの
 - ・一定地点において継続（おおむね3日以上）して行われることのないもの



巡回診療について

浜松市による要望事項

- 無医地区等で実施可能な巡回診療について、同一地点で週2回以上の実施を可能とし、廃校や集会所を活用し、巡回診療を実施したい（巡回診療実施可能日数要件の緩和）。

【浜松市の問題意識】

◎現存する診療所の医師の高齢化により診療所の廃止が予定される中、従来と同等程度の医療を確保するため、近隣診療所医師による定期的、恒久的な診療を必要としている。

- 常時集会所等で利用しているスペースを活用して巡回診療をすることを想定しており、巡回診療実施の度に診療所の開設と廃止を繰り返すこととなるのではないかと懸念している。
- 診療所として開設することになると、院内掲示等の義務が課されることとなり、集会所を利用する地域住民に対して誤解を生じさせてしまうのではないかと懸念している。また、安全管理体制の確保や院内感染対策等が必要になる

厚生労働省回答

現行の制度下において、定期的・恒久的に診療を提供することが予定されている場合、開設の手続きを求めているところだが、開設に当たっては、以下のとおり弾力的な運用が可能と考える。

- 診療所の開設手続を行った場所でも、休診日に別の用途に使用することについて医療法上の制約はなく、集会所等において巡回診療を行う場合も、診療を実施する度に診療所の開設と廃止の届出を行うことは不要。
- 院内掲示についても、具体的な掲示の方法の詳細については規定しておらず、各診療所の実情に合わせて工夫いただいて差し支えない。

※なお、週2回程度の診療を行う診療所でも、保険医療機関としての指定を得ることは可能。

➡ 上記の趣旨を事務連絡で明らかにし、周知したい。